

真実を伝える
組合機関紙

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

不当回答に抗議スト突入 生活守る社会的責任はたせ



JMITU主要各社 賃上回答速報	
会社	平均賃上額
村松フルーツ	11,506円
千代田発条	10,723円
エマソン	10,119円
ボッシュ・レックス	9,300円
超音波工業	9,021円
南千住エンジニア	9,000円
日本ロール	8,625円
川本製作所	8,500円
日新興業	8,000円
リオン	7,800円
カシフジ	7,400円
大東工業	7,149円
ニッタン	7,110円
日立建機ティエラ	6,900円
長原電設	6,500円

新人事制度が導入された2006年からの12年間で私たち社員の平均年収は200万円も減らされました。日本IBMの従業員は低賃金で殺伐とした職場の中、リストラや会社の将来に不安を持ちながら働いています。これらを踏まえて、組合は昨年引き続きリフレインサラリーで平均百万円の賃上げを要求しました。様々な賃上げ幅はあっても、月額給与平均で5万円程度になるよう賃上げを求めたのです。

しかし会社は組合要求の意味を理解せず、第1次回答にて「給与調整額」

「要求に応じる考えはありません」と述べるのみで、まともに回答する姿勢すら見せませんでした。私たちのような会社の姿勢に抗議して3月7日早朝に1時間のストライキを実施しました。

まとめに賃上回答せよ

以下、賃上げに関する団交でのやりとりを紹介いたします。

組合 私たちの要求は一律に百万円上げる要求ではない。会社回答は組合の要求と異なる内容の回答だ。今年の給与調整についてはどう考えるか。

会社 現時点ではまだ決まっておらず、ここで申し上げることはできない。

組合 会社として今年度の事業計画を練る上で、基本的な平均給与をどれくらいにもっていくのか、方針はすでに決まっていなければおかしい。今年の賃上げパーセンテージ平均がこれくらいだと、というのをはっきり言わなければならない。ビジネスユニットごとで変わる。

組合 ではビジネスユニットごとの平均賃上げ目標を示してほしい。

会社 持ち帰って開示できるか検討する。昇給できるかの検討は随時している。

金属労働者のつどい東日本集会 官民共同行動第一弾 — 春闘の取り組みを紹介 —



東日本集会

3月2日午後1時より上野公園にある水上音楽堂で「すべての仲間の賃上と雇用の安定で、くらしと経済を立て直そう」をスローガンに金属労働者のつどい東日本集会が千名の参加で行われました。荏原合同労組によるエイサーでのオープニングに続き、JMITU

Uの三木委員長が、人間らしい生活を取り戻すため「消費税上げるな賃金上げる」の声を街中に轟かせようと挨拶しました。日本IBM支部も登壇。春闘アピールを行い、争議団紹介では森谷さんがパワハラ賃下げ第3次裁判原告として、決意表明を行いました。その後、上野公園水上音楽堂から御徒町までパレードを行いました。

官民共同行動第一弾

2月28日、東京国公や全労連・全国一般東京地本、千代田区労連などで行った官民共同行動実行委員会は早朝から公務員間を問わず、春闘で大規模な賃上げを勝ち取るべく共同行動を展開。のべ百人が争議の早期解決や時給千円以上の全国一律最低賃金制度確立などを求め

るチラシ3千枚を配布しました。

雨の中行われた宣伝行動では、日本IBM支部から銀座で大岡委員長が、虎ノ門では杉野書記長が、それぞれ「パワハラ賃下げ裁判」や「消費税増税・社会保障料増を踏まえ賃上げを実現させよう！」と強調し「大企業の内部留保を社会に還元させよう」と呼びかけました。



ハラス

相変わらず無駄なメールばかりだと思いつつ、社内ロボットメーリングを機械的に処理していたら、ふと手が止まった▼そのメールは筆者の勤続30周年が近づいていることを告げるものだった。ちよつと前にQCCを迎えたばかりのような気がしていた、気づいていなかった。月日のたつのは早いものである▼入社当時、日本はバブルに湧き、その中でも日本IBMは社員の処遇も仲間の士気も最先端をいつていた▼それが今やブラック企業の代名詞。春闘アンケートでも会社の将来を危ぶむ声が続々と寄せられた▼定年まで長くはない筆者はともかく、この春に入社して若者たちが無事に入社30周年を迎えることができることを切に願う▼そのためには会社は社員をモノとしてしか見ない姿勢を改め、組合の意見に真摯に耳を傾けてほしい。(Y)

春闘回答

要求実現！勤務間インターバルガイド

しかし今年もパワハラ賃下げを実施

組合の重点要求の回答状況をご紹介します。

勤務間のインターバル時間をガイドするという前進回答があった一方で、シニア契約社員の処遇改善や、C Eの緊急呼び出し当番手当についてはゼロ回答。それどころか、今年もパワハラ賃下げを行うとしました。

10時間の勤務間インターバルをガイド

健康に配慮した働き方の要求が実現しました。既にラインマネジャー向けガイドに勤務間インターバルを10時間もうけるように指示が出ています。例えば深夜2時まで業務を行った場合、次の勤務開始時間は昼の12時以降が社内ルールになります。

Workdayはいつになったら直るのか

Workday@IBMの品質改善や、正確な給与計算、そしてHR@IBMの対応改善をするように要求した件では、会社は次のように文書回答しました。

会社回答全文（一部カタカナ表記に直しています）

「IBMでは、グローバル・エンタープライズとしてグローバルレベルで効率的な効果的なオペレーションを構築し運用しています。オペレーション上、何らかの不具合が生じた場合は、会社は関連部門と連携し、必要に応じて適切に対応してまいります」

タの移行中にミスが出ているが、タスクチームにおいて優先順位をつけ対応している。現在は収束してきている」と説明しましたが、問題収束へのロードマップは示されていません。これでもITの会社でしょうか。

はどうか。会 社 ペイ・ディアレンシエイトが会社の方針だ。世の中でそれは通用しない。賞与基準額の引き上げは考えていない

また、ボーナスの重要な指標である「USIG A A Pに基づく日本IBMの財務諸表は開示しない」「個人業績率の根拠を示さない」「バンドごとの平均支給額を示さない」などデータ開示を正当な理由なく拒否しました。これでは、賃金に関する労働協議を拒否することになるため、労働委員会への申し立てにつながります。

緊急呼び出し当番手当は支給しない

C E緊急呼び出し当番手当は支給しない

緊急呼び出し当番手当の1回あたり1万円支給について、会社は要求に応じないと回答。当番のせいで家族旅行もできないC Eの働き方についてもっと真剣に考え、会社として手当を支払う判断をするべきです。C Eのみならず、要求実現のために団結しましょう。

今年もG D Pを支給

会社は「IBMコーポレーション全体の収益と純利益が前年度対比で成長しなかったが、重点分野での成長が見えている」として、今年もG D Pを支給すると回答。組合の要求は、導入時の約束である6%の支給です。

違反になると迫りました。会社は団体交渉の場で直ちに調査に入ると回答。さらに、一部の入力エラーの修正についても、この間のe A t t e n d a n c eからWorkdayへの切り替えに伴って修正ができなくなっていた点にも対応。紙ベースでの記入方法がガイドされ、Bさんの残業代が無事支払われました。

シニア契約社員に朗報 アルバイトにボーナス支給命令

全国の非正規労働者にとって励みになる画期的な判決が出されました。報道によれば、大阪高裁が2月15日、アルバイトに賞与（ボーナス）を支給しないのは違法とする判断を示しました。

賞与を支給しないのは違法とする判断を示しました。

Aさんは2013年1月から学校法人・大阪医科大学（現・大阪医科大学）でアルバイトの秘書としてフルタイムで勤務していました。約30人の教授らを担当して一日中スケジュール管理や来客対応、経理事務など

に追われていました。仕事量は正職員である他の秘書より多いのに、年収は3分の1程度だったといえます。「秘書として同じ内容の仕事をしているのに、おかしい」とAさんに疑問が膨らみ、休職中の15年に提訴に踏み切りました。

昨年1月の大阪地裁では請求を全て退けられましたが、今回は高裁レベルでは初めてとなる、賞与の格差を違法とする判決を勝ち取りました。

アルバイトや契約社員などの非正規労働者は2千万人を超え、全労働者の4割近くを占めています。しかし非正規労働者に賞与を支給していない会社や法人は多く、他の同じような訴訟でも大きな争点となってきました。

プロジェクト予算によって決められた作業予定時間を超えてもプロジェクト・メンバーに平然と過重労働をさせる、パワハラPMが問題となつていきます。予定時間を超えた分はI L Cクレームをさせず、泣き寝入りさせられるのです。

団体交渉で未払い残業代を解決 「I C」を超えた勤務実績の申告について

弁護団の河村学弁護士は「この判断が定着すれば、多くの企業が運用を変えないといけないだろう」と指摘しました。今回の判決は日本IBM

Mのシニア契約社員の処遇にも大きな影響を与えることは必至です。厚生労働省から出ている同一労働同一賃金ガイドラインを受け、組合はシニア契約社員にもボーナスを支給することを要求しています。会社はガイドラインに従って、この6月からシニア契約社員にもボーナス支給を開始するべきです。

告を続けました。すると、承認されない申告が何カ月も積み重なる事態となりました。Bさんは一向に解決しない状況を改善すべく、組合に加入しました。Bさんの相談を受けた組合は直ちにこの件を団体交渉で取り上げ、このような残業代の放置は、給料の遅配という、とんでもないことを意味していると指摘。労働基準法

違反になると迫りました。会社は団体交渉の場で直ちに調査に入ると回答。さらに、一部の入力エラーの修正についても、この間のe A t t e n d a n c eからWorkdayへの切り替えに伴って修正ができなくなっていた点にも対応。紙ベースでの記入方法がガイドされ、Bさんの残業代が無事支払われました。



超えて残業せざるを得ませんでした。しかし、よ

く考えてみれば、もともとのW B Sが粗悪で、まともなI L C時間が確保されていないのは明らかでした。

Bさんは意を決してI L Cを超えた勤務実績を申告しました。しかし所属長はI L Cと合わないとして承認しません。しかし、会社からの勤務ガイドには過少申告をしてもいけないと書いてあります。Bさんは正直な申

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	TSOL. 東第二TS. 第四技術部	佐久間康晴	209-8019
名古屋	GTS. 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大阪	GTS. TSS. SoI&DeI PRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL 045-222-7577		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		